第 6 回

ごみ処理施設調査特別委員会会議録

令和5年9月26日

忠 岡 町 議 会

ごみ処理施設調査特別委員会(第6回)会議録

日 時 令和5年9月26日(火)午後1時00分開会 場 所 委員会室

オブザーバー 北村 孝議長

1. 出席委員

委員長	前川 和也	副委員長	河野 隆子
委員	河瀬 成利	委員	今奈良幸子
委員	小島みゆき	委員	二家本英生
委員	是枝 綾子	委員	松井 匡仁
委員	三宅 良矢	委員	尾﨑 孝子
委員	勝元由佳子		

1. 欠席委員

なし

1. 出席理事者

町 長	杉原	健士	副 町 長	井上	智宏
教育長	富本	正昭	町長公室長	立花	武彦
秘書人事課長	中定	昭博	住民部長	谷野	栄二
住民部次長兼生活環境課長	新城	正俊			

1. 本議会の職員

事務	局長	柏原	憲一
主	查	酒井	宇紀
主	查	岩間早	百合

委員長(前川和也議員)

お疲れさまでございます。ただいまより忠岡町ごみ処理施設調査特別委員会、6回目の 特別委員会を開会いたします。

(「午後1時00分」開会)

委員長(前川和也議員)

なお、本日の会議は傍聴を許可しておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長(前川和也議員)

出席委員は全員ですので、委員会は成立いたしております。

委員長(前川和也議員)

会議録署名委員は、委員会条例第26条の規定によりまして、7番・松井委員、よろしくお願いいたします。

委員長(前川和也議員)

開会に先立ち、町長よりご挨拶を頂きます。

町長(杉原健士町長)

はい。

委員長(前川和也議員)

町長。

町長(杉原健士町長)

皆さん、朝から連日お疲れのところ、申し訳ございません。今日は、ごみ処理の調査特別委員会第6回目ということで、今までの進捗状況ですね。ほぼほぼし尿処理の解体はもう99%ぐらいですか、完璧に更地になっておる状態でございますけれども、この後、生活環境課のほうからしっかりと説明させていただきますので、どうぞよろしくご審議のほどお願いしたいと思います。ありがとうございます。

以上です。

委員長(前川和也議員)

ありがとうございました。

議事に移ります。発言の際は、議員・理事者の皆さんにおかれましては、「委員長」とまず言っていただいて、そして私がお名前をお呼びしてから発言していただきますようにお願いいたします。そして、マイクのスイッチも必ず忘れないようによろしくお願いいたします。

委員長(前川和也議員)

案件. ごみ処理施設の整備・運営及び委託処理等の進捗状況について、お手元にご配布 しております資料に基づき説明を求めます。

住民部 (新城正俊次長兼生活環境課長)

委員長。

委員長(前川和也議員)

新城次長。

住民部 (新城正俊次長兼生活環境課長)

本日は、令和5年9月5日付で忠岡町議会より出席要請を頂きましたので、事前に配布させていただいております資料1と2を用いて、先般6月28日に実施いたしました第5回ごみ処理施設調査特別委員会以降の本事業の進捗についてご報告させていただきます。

前回の委員会では、中継施設実施協定を締結したこと、及び本協定に基づいてSPCによってし尿処理施設解体撤去工事が実施中であることをご報告させていただいておりましたが、資料1、し尿処理施設解体撤去工事の概要に記載のとおり、7月20日をもって当該工事が完了いたしましたので、ご報告いたします。

資料表面には、2方向からの竣工後の写真を掲載しておりますので、ご確認ください。 また、資料の裏面は当該工事の実施工程表となっておりまして、緑色で示されているのが 当初予定していた工事スケジュールであり、8月31日までを工期としておりましたが、 実際には赤色で示されているとおり、7月20日まで工期を前倒しして実施されました。

一方、SPCにおいては、解体工事の実施と並行して中継施設の設計が進められておりまして、現在は施設建築の許認可を取得中でございます。許認可が得られましたら、順次着工へと移りますが、おおむね10月初旬から3月末までが工期になろうかと思われます。

中継施設の概要については、資料2を用いてご報告させていただきます。なお、資料2 につきましては、現在、建設に係る許認可を取得中でありますので、建物の配置や仕様等 については、申請手続の中で多少の変更がある可能性がありますので、ご承知おきくださ い。それでは、A4の中継施設配置図をご覧ください。

建築の概要といたしましては、右下の面積表にございますとおり、敷地面積が2,917.26平方メートルに対しまして、作業場と管理室棟、事務室棟、休憩室棟、トイレA棟、トイレB棟の6棟を建築予定とし、建築面積、床面積及び構造については記載のとおりです。なお、実際にごみ積替えを行う作業棟につきましては、長辺約40メートル、短辺約24メートルでありまして、小学校体育館と同じ程度の面積をイメージしていただけるとよろしいかと思います。

場内での搬入、積替え、搬出の運用方法については現在検討中でありますが、住民さんの直接持ち込みについては、受付時間及び手数料の変更は予定しておりません。また、搬

入動線については、矢印のとおり図面右上第2グラウンド側入り口から進入し、トラックスケールの上にて受付、計量を行います。続いて、作業場棟内へ進入し、搬入物を積み下ろしして、再度トラックスケールにて計量し、持ち込み量に応じて処理手数料を支払います。支払い後は前進し、西側出口からお帰りいただくといった流れになろうかと考えております。

続きまして、A3図面の資料をご確認ください。こちらは作業場棟の立面図でありまして、施設の外観をイメージできるものとしてご用意しております。平面図からも分かるとおり、あまり方向によって大きく変わるものではありませんが、全体的に軀体下部はコンクリート擁壁となっております。これは建物内部で重機を用いてごみの積替えを行うためのものでございます。

そのほか特徴的なものとしては、東西のシャッターでありまして、一般的なスチールシャッターの内側に高速シートシャッターを設置する予定であります。高速シャッターは、こういった廃棄物を扱う施設によく設置されているものでありまして、数秒で開閉可能なもので、車両の進入に伴う臭気の漏れを防止する役割がございます。営業時間中については、この高速シートシャッターを用い、営業終了後はスチール製のシャッターを閉じるといった運用を想定しております。また、立面図には描かれておりませんが、南立面図の右側のひさし部分に活性炭脱臭装置を設置する予定でありまして、施設内の臭気についても対策を行うものとなっております。

最後となりますが、今回、SPCにおいて中継施設建設の許認可を進めている最中であり、確定した情報としてご報告できるものと考えられておりますが、併せて中継施設内部での積替え業務についても、現在SPCと調整を進めておりますので、ご報告できる段階になりましたら逐次ご報告させていただきたいと考えております。

以上、第5回ごみ処理施設調査特別委員会後の本事業の進捗について、概要をご報告させていただきました。

以上でございます。

委員長(前川和也議員)

説明は以上のとおりでした。

これよりご質疑をお受けいたしますが、先日の全協でもご了承いただいたように、説明 内容でありますとか、配布されている資料に関して質疑をしていただきますようによろし くお願いいたします。

それでは、いかがでしょうか。二家本委員。

委員(二家本英生議員)

すみません、し尿処理施設の解体工事ということで、これ、写真をつけていただいたんですけども、前回のごみ処理特別委員会の中で、このし尿処理場の撤去費用で約2億円という答弁があったと思います。で、これについての多分根拠というのは何かございますで

しょうか。

住民部 (新城正俊次長兼生活環境課長)

委員長。

委員長(前川和也議員)

新城次長。

住民部 (新城正俊次長兼生活環境課長)

2億円の根拠、解体費用につきましては、現在まだ、解体工事は終了してるんですけ ど、この写真をご覧のとおり、周辺の。

見積りの根拠については、向こうの提示していただいている見積りの根拠だけしかございません。

以上でございます。

委員(二家本英生議員)

委員長。

委員長(前川和也議員)

二家本委員。

委員(二家本英生議員)

その向こうの提示していただいてる見積りの根拠って、いろいろな工事の根拠ってありますよね。例えば、建物を全部壊すのにこれぐらいかかるとか、外構工事、撤去するのにこれぐらいかかるとかというのが、多分そういった細かい見積りはあるとは思うんですけども、もともとこれやっぱり忠岡町の建物だったので、忠岡町がもしこれを解体したときにどれぐらいの忠岡町としての見積り、ある程度の積算と、今回事業所が出していただいた分の見積り金額、大体それっていったのは大体同じような感じでは来てるんでしょうか。

住民部(谷野栄二部長)

はい。

委員長(前川和也議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

この解体費用の金額につきましては、当初この事業を比較検討する際にですね、SPC を通じまして専門解体業者から見積りを頂いております。その金額はですね、2億円よりもう少し高額な金額であったかと思うんですけども、その内訳をこれまでの解体の実績であったりとか、面積に応じた金額であったりとか、そうしたところを私が一応検証していただいて、2億円の金額設定というのは妥当ではなかろうかというところで設定をさせていただいたところでございます。

以上です。

委員(二家本英生議員)

委員長。

委員長(前川和也議員)

二家本委員。

委員(二家本英生議員)

そうしましたら、事前に解体するに当たって、専門業者の方に一応見ていただいたと。 その中では、一応2億円以上だったんですけども、庁舎内のほうで大体この2億円が妥当 ではないのではないかという結論に至ったというわけですね。分かりました。例えば、ま だ工事が完全に終わってないので、どれにどれだけの費用がかかったというのは、提示じ ゃないんですけども、当然忠岡町の建物なので、これにこれだけかかりましたよという、 その詳細な部分ってもらえたりはするんでしょうか、事業者のほうから。

住民部(谷野栄二部長)

委員長。

委員長(前川和也議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

本町の建物ではございますけども、事業自身はSPCの事業ということで、協定に基づいて実施をしておりますので、詳細の内訳とかは受け取る予定はございません。ただし、解体にかかった金額について我々も検証が必要ですので、そこのところは今後、膝を突き合わせて交渉をしてまいりたいなというふうには考えております。

委員(二家本英生議員)

委員長。

委員長(前川和也議員)

二家本委員。

委員(二家本英生議員)

じゃあ、忠岡町が検証した内容というのは、私たちにも公開というか提示していただけることは可能でしょうか。

委員長(前川和也議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

本町の設計ではございませんので、内訳的にはないと思うんですね。ただ、そのSPCも解体事業者に発注をしておりますので、例えばその契約書の写しであったりとか、そうしたところの、それ以外にも必要な諸経費もかかっておりますでしょうし、そうしたところを見せていただきながら、本町として解体事業費がどれぐらいのものが適切であったかということは判断してまいりたいというふうには思っております。

委員(二家本英生議員)

委員長。

委員長(前川和也議員)

二家本委員。

委員(二家本英生議員)

そうしましたら、忠岡町のほうではその検証を当然するということなんですけども、私 たちのほうの提示というか、そういったことというのは、結局どんな、やっていただける んでしょうかね。

委員長(前川和也議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

一応SPCと解体事業者との契約になりますので、そこの資料がお見せできるのかどうなのか、そこはまだ話合いもしておりませんけども、一定、解体費用にかかった経費全体はどのような費用の構成になってるかというところはですね、当然ながらこちらも資料として作りますので、我々が加工した資料というのはお見せできるかなというふうには思っております。

委員(二家本英生議員)

委員長。

委員長(前川和也議員)

二家本委員。

委員(二家本英生議員)

そうしましたら、それは見せていただきたいと思います。

で、これ、何で聞いたかというと、中継施設の実施協定の中で、第28条第2項の中で、し尿処理建設に関して当初予定していた金額に上振れ、下振れした場合に、ごみの処理の委託料に関係するということを書いてたと思います。それで、忠岡町が当初2億円と言っていたんであれば、その2億円どおり終わるんであれば、その中継の委託料がどのように変わるか。それとも、中継施設の協定書の中に書いた金額でそのままいけるのか、その都度確認をしたいんですけども、それはいかがでしょうか。

住民部 (新城正俊次長兼生活環境課長)

委員長。

委員長(前川和也議員)

新城次長。

住民部(新城正俊次長兼生活環境課長)

協定のほうの中では、し尿処理施設の解体費というのが約2億円というところと、それと、それにかかってくる解体費用のいわゆる単価というのはキロ当たり8円というような

ご提示させていただいてるんですけども、今のところその2億円を超えるようではないというような認識をしております。もしその2億円が例えば下振れした場合であったら、その分の単価というのは変わるという試算を出しております。

以上でございます。

委員(二家本英生議員)

委員長。

委員長(前川和也議員)

二家本委員。

委員(二家本英生議員)

そうしましたら、その金額も含めて、出た時点でできれば提示していただきたいと思います。

あともう1点ですけど、その委託料なんですけども、委託料が協定書の中でも可燃ごみ、一般家庭ごみの可燃ごみで運搬費が6,000円、処分費が3万5,000円という形で書いてたと思います。で、この処分費の3万5,000円について、前回の一般質問の中でも是枝議員のほうから3万5,000円の委託料に関して、これは事業者から提案された数字だということで、特に根拠はないということをおっしゃっていましたけども、先ほど解体費用もこれに上乗せされるということもあったので、その3万5,000円という金額の中の積算根拠は多分あるとは思うんです。それって出せることってできますか。

住民部 (新城正俊次長兼生活環境課長)

委員長。

委員長(前川和也議員)

新城次長。

住民部 (新城正俊次長兼生活環境課長)

今、こちらのほうの処分費の3万5,000円の積算根拠は出せるかということなんですけども、こちらの3万5,000円というのは向こうからの提示していただいた金額というところで協定書を締結しておるんですけど、こちらの3万5,000円というのは、この辺のところの近隣のその辺の情報というのは、近隣のほうのこういう中継施設に持っていってる単価、その妥当的な値段というのは私はキャッチしております、実際のところ。それと同類か、著しく忠岡町の分が高いということはありませんので。ただ、今おっしゃったように、これの積算根拠というのは私どもは把握しておりません。

以上でございます。

委員(二家本英生議員)

はい。

委員長(前川和也議員)

二家本委員。

委員(二家本英生議員)

これも忠岡町のごみを焼いてもらうという形、持っていってもらうという形なので、やっぱりこれ、使うのは忠岡町の税金じゃないですか。で、やっぱりそういう分に関して、私たちもこの3万5,000円が妥当なのかどうなのかというのを判断基準として提示してもらう必要はあると思うんです。

先ほど、近隣市の金額も大体見てというのをおっしゃってましたけども、例えば奈良県とか、多分調べてはると思うんですけども、奈良県とかだったら委託料のほう、運搬費込みで今3万4,300円程度というところもあるので、それに比べたら忠岡町、運搬費込みで4万1,000円。7,000円か8,000円高いというのもあるんです。で、そういった中で、じゃあその差額の7,000円、8,000円って何かといったら、その解体費用の上乗せなりとか、そういった、これはあくまでこちらがほかの他団体と比べてるわけであって、想像なんですけども、やっぱりそういった根拠を忠岡町としても示していただきたいと思うんですけども、その辺についていかがでしょうか。

住民部(谷野栄二部長)

委員長。

委員長(前川和也議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

一応、SPC側でごみ処理費用として一定基礎的な単価というのを持っておられまして、それに加えて、例えば今、奈良県のとありましたけども、そこより少し我々、距離が離れておりますので、そういった経費であったりですとか、その解体費用ですね。この事業の中に含むということもございまして、その辺りの積み上げがあってのことなんですが、そのベースとなる部分の事業者側が持ってる単価というところは基本的には一定なんですね。契約の時期とかによって多少高かったり安かったりするのはあるかと思うんですが、それはその事業者側が今まで長年の経験と実績で積み上げてきた価格になりますので、そこの内訳を出すことはちょっと難しいというふうに思っております。

委員(二家本英生議員)

委員長。

委員長 (前川和也議員)

二家本委員。

委員(二家本英生議員)

先ほど、基礎的な部分があるということで、そこは一定ではないかという話だったんで、じゃあ別にその一定だったら、どこの自治体でもほとんど同じものなので、そこの一定の部分は分かるじゃないですか。そこからプラスして、忠岡町がそのし尿処理施設の解

体施設の上積み分をこれだけしてるとか、そういったのも出ないんですか、実際問題。

委員長(前川和也議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

し尿処理の部分は、一定、8円という金額がありますので、それが8円がですね、例えば解体費用が低減されたことによって7円になったりとか6円になったりとか、そうしたところはお示しできるかと思うんですね。ただ、そのベースになる部分については、これは事業者側の会社の経費とかも含めた費用になりますので、そこはちょっと内訳をお示しすることは難しいというふうに思っております。

委員(二家本英生議員)

委員長。

委員長(前川和也議員)

二家本委員。

委員(二家本英生議員)

結局、この委託費の算定根拠というのは、業者のほうから提示された金額でということで、忠岡町もそれを裏づける根拠がなく、それを受けるしかないという状況なんですか。

住民部(谷野栄二部長)

委員長。

委員長(前川和也議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

それはですね、その基礎的な単価につきましては、我々は市場調査、同じところに搬入 してる自治体の単価を確認しておりますので、そこに比べて著しく高いということはござ いませんし、そこのところはしっかりと確認をさせていただいております。

委員長(前川和也議員)

二家本委員。

委員(二家本英生議員)

そしたら、堂々めぐりになってしまうんですけど、忠岡町のほうで基礎的な部分は把握していると。それにプラスして解体費用、先ほど1キロ8円とか言ってましたけど、その辺が今回の委託料のところに上積みされてて、それが今後、もし中継施設を頼むんであれば、ずっと9年間続くということでいいんですよね。

住民部(谷野栄二部長)

はい。

委員長(前川和也議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

一定ですね、10年間、新事業にかかるまで期間を見積もってございまして、それが例えば前倒しになれば、当然ながら最後に精算ということが出てきますでしょうし、延びてしまえばですね、一定どこらで、10年目のところで単価の改定というものが行われてくるということになると思うんですね。ですから、一定この費用というのは、新事業開始までの10年間のところを均等にお支払いができるという仕組みになってございますので、そうしたご理解でしていただければよいかと思います。

委員長(前川和也議員)

二家本委員。

委員(二家本英生議員)

まあ、ちょっと分かったような分からないような答えだったんですけど、分かりました。

委員長(前川和也議員)

ほかの方、いかがでしょうか。

委員 (河野隆子議員)

委員長。

委員長(前川和也議員)

副委員長。

委員 (河野隆子議員)

実施協定の中で可燃ごみの料金、書いてあるんですが、今、二家本議員が言われたように、トン当たり運搬費用が6,000円、その三重中央開発に持っていくのにね。で、処分及び再生利用がトン当たり3万5,000円というふうに書かれていて、非常に積算費用がちょっとね、不透明なところがあるんじゃないかなということはちょっと思うわけなんですけれども、この実施協定の中でいろいろと書かれているんですが、例えばこの第28条の2のところで、増減が生じた場合というふうに書いているんですが、これは減ることもあれば増えることもあると、そういった理解でよろしいんでしょうか。

住民部 (新城正俊次長兼生活環境課長)

委員長。

委員長(前川和也議員)

新城次長。

住民部 (新城正俊次長兼生活環境課長)

ごみ量に応じてですね、そちらのし尿の解体費用というのが計算されますので、ごみ量が多くなったりとか少なくなったりしたら、その単価というのはまた精算するときに変わってきます。

以上でございます。

委員 (河野隆子議員)

委員長。

委員長(前川和也議員)

副委員長。

委員 (河野隆子議員)

精算するとき、これは1年ごとになるんですかね。

住民部 (新城正俊次長兼生活環境課長)

委員長。

委員長(前川和也議員)

新城次長。

住民部 (新城正俊次長兼生活環境課長)

今のところは10年後になりますね。中継施設のいわゆる期間中ということになりますので。

委員 (河野隆子議員)

委員長。

委員長(前川和也議員)

河野副委員長。

委員 (河野隆子議員)

そうしましたら、増減のほうは10年間、10年後に積み上げて、そのときに増減で、減るか増えるか分かんないけど、増えるという可能性もありますわね。そういったことでよろしいんですか。

住民部 (新城正俊次長兼生活環境課長)

委員長。

委員長(前川和也議員)

新城次長。

住民部 (新城正俊次長兼生活環境課長)

そちらのほうは、単価のほうを今おっしゃっているんでしょうか。

委員 (河野隆子議員)

ここに書かれているこの。

住民部 (新城正俊次長兼生活環境課長)

3万5,000円の単価のほうをおっしゃっているんでしょうか。

委員 (河野隆子議員)

単価でいいですかね。

住民部 (新城正俊次長兼生活環境課長)

それとも総体的な費用的なことを。

委員 (河野降子議員)

単価やね、これ、単価と書いてるから。

住民部 (新城正俊次長兼生活環境課長)

こちらのほうの3万5,000円の単価につきましては、今先ほどから答弁してるんですけども、実際このし尿解体処理施設の費用というのが入っております。そのし尿解体処理施設の費用についてはまだ確定されておりませんので、また確定しましたら、こちらの費用もちょっと変化する、変わるんじゃなかろうかと思っております。

以上でございます。

委員 (河野隆子議員)

委員長。

委員長(前川和也議員)

河野副委員長。

委員 (河野隆子議員)

今日の資料で写真も撮っていただいてまして、もう全部更地になっているんですけれども、まだこの更地にした解体費用というのは確定していないということなんですか。

住民部 (新城正俊次長兼生活環境課長)

委員長。

委員長(前川和也議員)

新城次長。

住民部 (新城正俊次長兼生活環境課長)

まだ確定しておりません。

以上でございます。

委員 (河野隆子議員)

委員長。

委員長(前川和也議員)

河野副委員長。

委員 (河野隆子議員)

どんな工事であっても、まずは、する前に金額は出るものだというふうに思うんですけどね。してから金額が確定するというのはちょっと順番がおかしいんじゃないかなというふうに思うんですけど。

住民部 (新城正俊次長兼生活環境課長)

委員長。

委員長(前川和也議員)

新城次長。

住民部 (新城正俊次長兼生活環境課長)

工事によりましては、やはり精算という行為がありますので、工事が終わらないと正式 な金額というのは確定しません。

以上でございます。

委員 (河野隆子議員)

委員長。

委員長(前川和也議員)

河野副委員長。

委員 (河野隆子議員)

普通ね、公共施設、行政が工事、建設する場合は、必ずもう全部ね、見積りも取ってということになりますので、非常にちょっと向こう任せというところで、金額はまたこれ上乗せされるということも考えられるというふうに思いますけど、それ、いかがですか。

住民部 (新城正俊次長兼生活環境課長)

委員長。

委員長(前川和也議員)

新城次長。

住民部 (新城正俊次長兼生活環境課長)

上乗せはございません。

以上でございます。

委員 (河野隆子議員)

委員長。

委員長(前川和也議員)

河野副委員長。

委員 (河野隆子議員)

今、新城次長が上乗せはないとおっしゃいましたが、金額が分からないのに、なぜ上乗せがないと。それは上限が決まってるということですか。

住民部 (新城正俊次長兼生活環境課長)

委員長。

委員長(前川和也議員)

新城次長。

住民部 (新城正俊次長兼生活環境課長)

上乗せという基本になる金額については2億円でございます。

以上でございます。

委員 (河野隆子議員)

委員長。

委員長(前川和也議員)

河野副委員長。

委員 (河野隆子議員)

そしたら、2億円以上は請求されないということの理解でいいんですか。

住民部(谷野栄二部長)

委員長。

委員長(前川和也議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

一応2億円ということで工事費を設定して、この単価を設定してるわけなんですが、今 現在、解体が完了した段階で、我々の予定を下回る形で契約行為、工事が進んでるという ふうに聞いております。ただ、精算ができてないというのは、今後ですね、中継施設を建 てるがために周辺のアスファルトであったりとか、小さな小屋であったりとか、障壁とい うのを一部残してるんですね。それは中継施設を建てるのに都合がいいということもあり まして。それらの撤去が終わらないと、最終的に解体工事の金額は確定しないというとこ ろなんですね。

というか、この建屋を解体した段階で、おおむね方向性は見えてきておりまして、この 設定した2億円を上回ることはないということを新城次長が今答弁をさせていただいたと ころでございます。

委員 (河野隆子議員)

委員長。

委員長(前川和也議員)

河野副委員長。

委員 (河野隆子議員)

それとあと、水道代と電気代、これは忠岡町が持つというふうになっていますよね。そこでね、今ご説明の中で、臭い、臭気が外に漏れんように高速シャッターであったりとか、もちろん建屋の中には換気扇もつけられるというふうに思うんです。電気代の高騰もありますけれども、そこら辺はどういうふうに見て、この中には入ってませんものね。水光熱費は別ですものね。違うんですか。

住民部(谷野栄二部長)

はい。

委員長(前川和也議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

光熱水費はですね、基本的には本町が行うとしたのは、結局本町のごみ処理しかしておりませんので、それを事業者側にやっていただくと、事業者側が立て替えて払うというと

ころで余計に経費もかかってしまいますので、それを我々も現場に常駐をして、事業の内容も監視もできる、そういった状況にもございますので、そこの部分はストレートに我々が支払ったほうが安価に、また合理的であろうというところで、忠岡町が直接支払うということにしてわけなんですね。

それと、その時点では、まだその設備の状況が確定しておりませんでしたので、その年間にかかる電気代ですね。例えば換気扇を運転さしたら月にどれぐらいかかるのかであったりとか、そうしたところの試算ができておりませんので、それはおいおい計算をされていくというふうには思っております。

予算委員会の時点でどれほどの説明ができるのか、ちょっとよく分かりませんけども、 今の状態よりは少し踏み込んだ説明ができるんではないかというふうには思っておりま す。

委員 (河野隆子議員)

委員長。

委員長(前川和也議員)

河野副委員長。

委員 (河野隆子議員)

そうしましたら、解体費用は大体2億円で、そこから足は出ることはないだろうという ふうにお考えであるというのは分かりましたけれども、その水光熱費ね、その部分につい てはまた別に要るわけですから、どれぐらい要るかというのはまだ確定できてないという ことですね。

非常にね、今、物価高騰で非常に高いですので、ちょっとそこも年間にして、それで9年間か10年間、それをやっていくわけですよね、計画ではね。ですので、それを考えると非常に金額が高くなるんじゃないかなというふうに思います。まだ、そこの光熱費のほうはまだはっきり分からないということですね。お返事でね。分かりました。

委員長(前川和也議員)

答弁しますか。

住民部 (新城正俊次長兼生活環境課長)

今、分からないというところで、先ほどうちの部長のほうからも説明がありましたけど も、予算委員会のときにはその辺のところをお示しできると思うんですけど、今現在使っ ておりますクリーンセンターの電気使用量、それに伴います電気使用料よりも著しく安く はなると考えております。

以上でございます。

委員(河野隆子議員)

分かりました。一旦終わります。

委員長(前川和也議員)

ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

委員(松井匡仁議員)

はい。

委員長(前川和也議員)

松井委員、どうぞ。

委員(松井匡仁議員)

すみません、資料ありがとうございました。この資料2の図面を拝見いたしましてですね、入り口と出口、このような状況になることが分かりましたんですが、これはこの図面自体にどうのこうのではなく、隣の町民第2運動場、これとの入り口があまりにも近接しているような状況のように見受けられるんですけれども、交通事故なんかの対策はどのようにとっていかれるんでしょうか。

住民部 (新城正俊次長兼生活環境課長)

委員長。

委員長(前川和也議員)

新城次長。

住民部 (新城正俊次長兼生活環境課長)

今のところですね、委員お示しのとおり、実際に第2グラウンドとの入り口と接触しているところはございます。接触というか、近いというところはあるんですけど、そちらのほうの弊害があるときにガードマンを立てるとかいうような認識はございません。そういう認識はないんです。ただ、皆さんもご存じですけども、あそこ路駐、駐車場とか駐車場代わりにしてるとか、トラックとかが休憩してるとかありますので、その辺のいわゆる交通整理については、港湾局を通じてですね、そういうことのないようにということの要望はしておる最中でございます。

以上でございます。

委員(松井匡仁議員)

委員長。

委員長(前川和也議員)

松井委員。

委員(松井匡仁議員)

よろしくお願いします。

もう1点、これ、一般の方も粗大ごみなんかで車で入ってこられるのもこのゲートになるわけですよね。そういった場合、土曜日なんかは隣で野球をしておりましてですね、子どもたちがこの真横の入り口から飛び出してくることも考えられるんですけれども、どうせえ、こうせえとはないんですが、これ、第2グラウンドさんの入り口の場所を移すとか、そういうことはお考えにはなったことはございませんでしょうか。

住民部 (新城正俊次長兼生活環境課長)

委員長。

委員長(前川和也議員)

新城次長。

住民部 (新城正俊次長兼生活環境課長)

申し訳ないんですけど、今のところその第2グラウンドの入り口を移動するとか、もうちょっとレフト側にするとかというような考えは今まで考えておりません。

以上でございます。

委員(松井匡仁議員)

分かりました。ありがとうございました。以上です。

委員長(前川和也議員)

ほかにいかがでしょうか。

委員 (勝元由佳子議員)

はい。

委員長(前川和也議員)

勝元委員。

委員 (勝元由佳子議員)

スケジュールのことでちょっとよく分かってなくて申し訳ないんですけど、お聞きしたいんですけど、工事が7月20日に終わって、今、確認申請中なんですね。で、10月から建設工事が入るんですよね。ちょうどこの9月議会にね、ここのし尿処理場の土地の鑑定料って補正予算、入ってたじゃないですか。あそこの兼ね合いって、でも補正予算、まだ議決を得てないから、どういうスケジュールでその土地の鑑定とか含めて、どういう流れになるか、ちょっと簡単に教えてほしいんですけど。

住民部(谷野栄二部長)

委員長。

委員長(前川和也議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

今現在、鑑定をお願いしてるのは、来年の4月1日からの賃貸料を計算するために、その土地の鑑定を行っているというところでございまして、これは議決を頂いた後にですね、総務課のほうから発注をして決めていくという流れになります。

一方、この建築確認は、このSPCとの協定の中で進めていく事業でございまして、これは許認可が取れれば粛々と建設工事を進めていくというところになっておりますので、 基本的に2つはリンクしてないというんですかね、賃貸料の発生は来年の4月以降、建設 工事はもう既にこれから始めていくということになりますので。

委員 (勝元由佳子議員)

委員長。

委員長(前川和也議員)

勝元委員。

委員 (勝元由佳子議員)

ちょっとよう分かってないんですけど、じゃあ、もう土地の賃貸借契約は来年の4月から始まるけど、今してない状態やけど、もう先に場所は提供というか、建築工事は先に始めてやっていくということですか。

住民部 (新城正俊次長兼生活環境課長)

委員長。

委員長(前川和也議員)

新城次長。

住民部 (新城正俊次長兼生活環境課長)

現在のところは、忠岡町のごみ処理施設のほうの分、し尿処理施設を解体するというところなので、行政財産使用許可を出しております。そこで、使用料については免除という形をとらせていただいております。

以上でございます。

委員 (勝元由佳子議員)

なるほどね、分かりました。ありがとうございます。

委員長(前川和也議員)

他に。ほかの委員さん、いかがでしょうか。

委員(是枝綾子議員)

はい。

委員長 (前川和也議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

先ほど二家本委員が質問をしていた解体費用に関してなんですけれども、専門の解体の業者から見積りをもらったというものを基に、SPCが何か見積りを出したということを比較して、上限が2億円という、何かそういうお答えがね、答弁の中からそう聞き取れるんですけれども、専門の解体業者から見積りというものは、どこの専門の解体業者に、どこに委託をされて出してもらったものなんでしょうか。そして、それがその見積りというものについては、ここの特別委員会に提示をしていただいて、そしてそのSPCの見積りというものも出していただいて、口で安いですよと言われるけど、実際にどうなのかということが比較できませんので、それを資料としてお出しいただきたいんですけれども。

委員長(前川和也議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

先ほど、答弁で言いましたけども、これは事業者側が関連のある解体事業者ですね、そこから取りましたものでありまして、先方の資料になりますので、それをここで公開をしていくということの予定はございません。

以上です。

委員(是枝綾子議員)

委員長。

委員長(前川和也議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

費用をSPCが全部持って、今後も忠岡町に請求しないということであれば、それでいいんですけども、その費用負担は忠岡町がしていくわけなので、やっぱりこれ税金ですので、その支出というのが適切かどうかという判断がやっぱり要るわけですよね。2億円と言うけど、ほんまに2億円なのと、私ら専門じゃないので分かりませんので、妥当なのかというところの判断に、その比較ですね、見積りの比較というものを出す必要があるかと思います。で、精算というか、今後、精算で安くなるんか、その2億円を超えないという、2億円をじゃあ上限にされたという根拠も何なのかというところもよく分かりませんし、その辺りを説明している根拠の資料というものを出していただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

委員長(前川和也議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

先ほども申し上げましたけど、これ、SPC側の見積書になりますので、出す予定はございません。

委員(是枝綾子議員)

委員長。

委員長(前川和也議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

どこの企業、関連会社ですね、いつも使うてるところというか、というところで、身内 じゃないんですけども、いつも関連会社のところで出していただいた見積書、そして見積 りはまたSPCのほう、どっちも関連の会社の見積書で比較したということが、本当にそ の比較対象になるのかと。随意契約であっても、幾つか見積り出すにしても、やっぱり同 じようなところから出して比較しても、それは本当の見積りかというふうになるので、やはり客観的な、客観性を持たせたところから取るのが本来でないかなと思いますけれども、そうですね、関連してるそういう関連のあるところにお願いして出してもらった見積書が2億円以上やったということで、ということなんで、やはりそれは比較の対象としてはどうなのかというふうにちょっと思いますので、ちょっと出していただくとか、それをまたその見積りが根拠にしていいものかどうかというのは、またそこはどこかに見ていただくということは必要ではないかなと思いますけれども。

住民部(谷野栄二部長)

はい。

委員長(前川和也議員)

部長。

住民部(谷野栄二部長)

資料につきましてはですね、重ねてのご答弁になりますけど、出すつもりはございません。ただ、このSPC側が解体工事は自社でやったわけではなくてですね、しっかりと複数社に見積りを取って、我々以上のですね、以上と言ったら語弊がありますけども、しっかりと競争の原理を働かせて、一番安価であった事業者と契約をして解体工事を行ったと。その中で、その精算ですね、精算に係るその例えば契約であったりとか、そうした資料を我々は確認をさせていただこうというふうには思っております。

そうしたこともありますので、そもそもの金額がどうだったのかというところにつきましては、そうした確認でクリアできるんじゃないかなというふうに思っております。

以上です。

委員(是枝綾子議員)

はい。

委員長(前川和也議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

2億円という金額が大きいか少ないか、多いというか、大金なのかどうかというところの、だんだん感覚が麻痺していくような大きな事業なので、この事業が。その800万のこども園の云々がどうのこうの言うてるレベルの何百万円を問題にしている町議会なのに、2億円がすっと安いんやみたいな感じにはなかなかちょっとね、ならないと思うんです。やはり、その複数社というのは何社ですか。

具体的にちょっとお聞きすると、専門解体業者からまず基本の見積りを取ったということがありましたね。取ったというふうにおっしゃっておられた。それで、何か複数社ということで、そのちょっと、もう少し正確に複数社というのは何社なのかということで、そのちょっと、これがさらっと言われてるけれども、非常に大事なところなんですね。根拠

となるところで、客観性、公平性を持たせて、忠岡町が本来、それは潰して、「はい」と渡すようなものを代わりにやってもらったということなので。お金は忠岡町が出すんですものね、解体費用ね。それを委託したわけですよね、忠岡町がね。

住民部(谷野栄二部長)

はい。

委員長(前川和也議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

重ねての答弁になりますけども、一応ね、見積りだけで判断したのではなくてですね、 その施設の状況というのは、我々も図面も持っておりますし、これまでの経験であったり とか、そうしたところも鑑みて、その設定をした単価には妥当性があるなと思ってのこと もありますし、最終的にはそうした解体事業者との契約であったりとか、そうした精算行 為を確認するとによって、そこのところは担保できるのかなというところでございますの で、ひとつご理解いただきたいと思います。

委員(是枝綾子議員)

委員長。

委員長(前川和也議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

その忠岡町のほうでチェックをしたのは、部長がチェックをしたというふうに答弁の中で言っておられたと思うんですけれども、部長が一応その解体に関しての積算をされてということで、このぐらい要ると。で、見積りを出された分についてチェックをしたという、忠岡町側のこのチェックはどのようにされたんでしょうか、すみません。

委員長(前川和也議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

解体工事の積算につきましては、もともとの内訳なんかもございませんので、基本的にはですね、我々が積算することはかなり難しいんですね。今あるコンクリートのボリュームであったりとか、鉄筋の重量であったりとか、そうしたところを一つ一つ拾い上げていく、そうしたところをしないと正確な設計というのはできないということなんですね。

私が申し上げたのは、例えばですね、面積とかいうのは分かっておりますので、1平方メートル当たりの例えば単価であったりとか、そのところが著しく世の中で行われてる事業からかけ離れてないかとか、そうしたところを、ちょっと感覚的なところで申し訳ないんですが、妥当なのかなというところは確認をしたというところでございます。

一般的に民間の方もですね、解体とか建築されたときには、例えば坪幾らだなとか、そ

ういったことはよくされると思うんですけども、そのレベルで行ってるということでございます。

委員(是枝綾子議員)

委員長。

委員長(前川和也議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

解体に関しても設計が要りますよね。物を壊すにもやっぱり設計が、どういう解体方法をしてとかいうふうな。解体の設計をした業者が、その解体専門の見積りを出したわけですか。誰が見積りを出したのか、解体の設計をしたところがそこをチェックしたのか、ちょっとその関係性を教えていただきたいんですけれども。

委員長(前川和也議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

それはSPCがしたんだというふうに思っております。

委員(是枝綾子議員)

はい。

委員長(前川和也議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

解体の設計はSPCがやったということで、どこかに委託したかどうかは分かりませんけれども、ということですね。それで、解体の専門の業者から見積りもSPCが取った。別のところから。その設計したところじゃないところから取ったということですね。取ったんですね。別の。設計したところがその見積り出したのか。ちょっとその辺りを。

委員長(前川和也議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

そもそも設計はしてないと思うんですね。専門事業者に図面を渡して見積りをしていただいたと、事業を計画する段階でですね。そうしたところだと思います。また、SPCも数多くの建設事業もやっておりますので、そうした自社のあらかたの単価というところもお持ちでしょうし、そういうところも使いながら見積りを取られて確認されたんかなというふうに思います。そうした情報を我々聞かせていただいて、2億円という単価を確認したということでございます。

委員(松井匡仁議員)

委員長。

委員長(前川和也議員)

松井委員。

委員(松井匡仁議員)

すみません、これは今ちょっとお話を皆さんにお伺いしてるんですけども、忠岡町はSPCとこういう業務の委託、一種の委託ですね。これの協定を結んだわけですよね。その中の1つの解体というのの見積りを取ってどうやこうやというのは、別に町として言うこと、僕ら議員が言うことじゃないんじゃないですか。全体の協定を結んでるわけですよね。金額もその中で単価が3万、今おっしゃってた何ぼでしたっけ。5,000円ですかね。それの協定を結んでるんですよね。そこで結んだのに対して、その中の1つの事業である解体を取って、解体の見積りがどうやらこうやらって、どこから見積り取ったとか、そんなこと関係あるんでしょうか。

住民部 (新城正俊次長兼生活環境課長)

委員長、よろしいでしょうか。

委員長(前川和也議員)

新城次長。

住民部 (新城正俊次長兼生活環境課長)

松井委員のおっしゃるとおりなんですけど、こちらのほうの公民連携事業を決定したというのは、この会議の前のいろいろ、第2回か第3回のときにもお示しさせていただいたんですけども、この解体費を2億円含んでもこの公民連携事業が安価であるというようなところで、こちらの公民連携事業を選んでいただいたというのがあると思います。

で、今、実際のところこの、今委員おっしゃるとおりこの3万5,000円の中に解体 費が含んでるという中で事業を進めておりますので、私どもはこちらのほうで、実際2億 円のその決めた方法とか、そういうところについてはあまり深く踏み込んだことはしてお りません。

以上でございます。

委員(松井匡仁議員)

ありがとうございました。

委員(是枝綾子議員)

委員長。

委員長(前川和也議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

協定を結んでいるから、内容はもうとやかく言うものではないという、そういうご意見 もありますけれども、でも、これはもう公民連携なので、そちらで貸すよというふうな、 そんなものでなくて、まあ一緒にやってね。

委員(松井匡仁議員)

3万5,000円のこと言うんやったら分かるけど。

委員(是枝綾子議員)

今、だから解体の、そっちの3万5,000円もお聞きしたいですけれども、解体工事の概要いうて出てたので、どんだけかかったんですかって、それ、ほんまにそれでいいんですかみたいなね。その費用は後でかかってくるからね。その運搬じゃない、処理費用にかかってくるから、それでお聞きしてるんですけれども、解体の費用についてのちゃんとした根拠ありますかというふうなことでお聞きしましたので、出していただけたら出していただきたいですと要望したんですけどね。要請したんですけど。

住民部 (新城正俊次長兼生活環境課長)

委員長。

委員長(前川和也議員)

次長。

住民部 (新城正俊次長兼生活環境課長)

先ほどからこの3万5,000円、協定の中に、この中にはですね、そのし尿の解体費用のほうも入っております。その中で私ども、この協定を結んでる3万5,000円の上振れはなしやというふうな認識で事業を進めておりますので。で、解体費用が変化しましたらまたこちらのほうの単価は変わるというような仕組みになっております。

以上でございます。

委員長(前川和也議員)

勝元委員。

委員 (勝元由佳子議員)

すみません。すごい一般論的な質問をしていいですか。今のやり取り聞いてて、ちょっと違和感があるから、分かれへんから聞くんですけどね。協定を結んでるからその中でやるというのは、それは合うてると思うんです。で、私自身、この公民連携方式、そうやなと思うから賛成もさせてもらってるんです。それはご存じのとおりやと思いますけど。

ただ、この、言うてもやっぱり共産党議員さんがおっしゃってるお金の使い道の中身の 検証というとこですよね。多分2億円は町の税金、我々の税金から公費で払ってるから、 当然これ、来年度の決算とかでこの額、上がってくるわけですね。町の支出した予算が上 がってくるわけでしょう。だからそれ、どのみち決算したりとか、我々住民がチェック、 検証するわけじゃないですか。

そこで、今、このやり取り聞いてて、その中身を示す資料を出せませんとか、まあまあ 町の職員さんが加工して出してくれる分には、それはそれでいいんですけど、どこまでい っても、ほかの案件でもそうですけど、町の職員言うてるの、どこまで信用できるねんて いうところもありますし、個人的に谷野部長さん、しっかりちゃんと今まで誠実にしてく れてはるから変なことせえへんと思いますけど、この職員やからいいとか、この職員やからあかんとかじゃなくて、どの職員であっても、やっぱり我々住民が税金の使い方をチェックする、検証するというのは、あるべきところやと思うんですよ。

だから、その使われた内容を後にでもちゃんと、おっしゃってるようにね、ほかの議員 さんおっしゃってるように、その額がほんまに適切やったんか。別に上振れせんでもね。 妥当な額で、問題ない額やったんかと、そこは検証はできるようにはしておいてほしいと 思うんですけど、それすらできへんということですか。

住民部 (新城正俊次長兼生活環境課長)

委員長。

委員長(前川和也議員)

新城次長。

住民部 (新城正俊次長兼生活環境課長)

勝元委員、ありがとうございます。そちらのほうの、精算したときの検証されるような 資料は、ご提示できる分についてはご提示させていただきたいと思っております。

以上でございます。

委員 (勝元由佳子議員)

はい。

委員長(前川和也議員)

勝元委員。

委員 (勝元由佳子議員)

この公民連携についてはね、私はおおむね方向はこれでいいと思ってるからそれでいいんですけど、やっぱりいかんせん町政全般というか、私は正直、信用してないんですよね。で、職員がチェックしたからオーケーですって、今までもほかの部局のいろんなことでもありましたけど、大概おかしいこと、しょっちゅう出てきてますやんか。そういうのを踏まえると、この人が、この職員がどうこうじゃなくて、やっぱり住民から信用を得るというか、きちんと住民に納得を得る形でこの事業、特に金額が大きいからなおのことなんですけど、賛成してる議員も反対してる議員もみんなですよね。「あっ、これやったら。それやったらいいわ」って一個ずつちゃんと段階を踏めるようにはしていただきたい。そこはもう先にちょっと言っておきたいと思います。

住民部 (新城正俊次長兼生活環境課長)

委員長。

委員長(前川和也議員)

新城次長。

住民部 (新城正俊次長兼生活環境課長)

提示できるような資料がありましたら、それはまた提示させていただきます。

以上でございます。

委員長(前川和也議員)

ちょっと待ってください。 ほかの委員さん、ないですか。 すみません。

議長(北村 孝議員)

その見積りがどうのこうのって、当初のその計画では3万5,000円、いろいろありましたよね。その事業について。その中での解体、そこからもう、その費用の中で解体費用というのは出てるんでしょう。そこで提示されてるから、あえてその範囲内でやる分については私は別に問題ないのかなと思うんですけど、間違ってますかね、私。

住民部 (新城正俊次長兼生活環境課長)

委員長。

委員長(前川和也議員)

次長。

住民部 (新城正俊次長兼生活環境課長)

今、北村議員おっしゃってるとおりでございます。先ほどから。

委員長(前川和也議員)

どうぞ。

委員(是枝綾子議員)

今の、ずっと議論をね、今日の質疑をちょっとお聞きして、私、ちょっとまた新たに思ったんですけれども、お金の使い道がね、ちょっとチェックできないような状況になっているというふうに私は思っておりまして、いろいろ聞いたけど、出ないということで。

で、これ、町長にお聞きしたいんですけれども、かつて長期包括契約、10年間、あと1年、あと4年というふうに、ここ15年間、長期包括契約をしてきた。それは何にどんだけ使われたか、もうよく分かれへんということで、ブラックボックスやということで、だからクリーンセンターの火を消すんだと、こうおっしゃっておられました。

で、広域に行くという話が、ちょっとこっちのこのね、公民連携のほうになっているわけなんですけれども、この議論ね、やっぱり同じことを繰り返していくんではないかと。協定書で決めたら、もうあと中はその範囲やったらええやないかということで、中身の検証というのが十分できないということになってしまうし、まだ長期包括契約は期間が10年とか、長くて10年やったですけども、やったですけれども、その10年間の間に37億でしたっけね。何か債務負担行為の補正したときね。総事業費が37億ですと、上限決まって、それも含めてプロポーザルで出てたんですけれども、今回のこの公民連携のプロポーザルで、金額の提示というんですかね、いうのはあったんでしょうか。

いや、範囲内やからいうて、範囲内って何ぼですのと。最初の比較検討の3つの種類の

ね、直営でいった場合、広域でいった場合、公民連携でいった場合の3つの比較表は出てましたよ。金額、大体こんだけと。これのプロポーザルで、何ぼで契約したのかということが分からないのに、「この範囲です」って言うけど、いや、何ぼなんですか、範囲はということで、それも出てなくて、範囲やと言われても、いや、範囲って何ぼやねんって、2億が突然出てきたわけですけど、途中でね、これ決まってから。いうことなので、一体この事業の総事業費って幾らなんやと、範囲といったらね。議長も範囲とおっしゃってましたね。この協定の範囲というか、範囲というのは何ぼなんやということのお示しがやっぱりないというのと。

あと、長期包括契約と、また似たようなチェックがやっぱりこうやってできなくなっていくということに、ますます余計、何かできないような、SPCですから、それはみたいな、いうことになっていくんではないかということで、深みにはまりそうだなというふうに思いますけれども、その2点ですね。お聞きしたいんですけれども。

委員長(前川和也議員)

町長。

町長(杉原健士町長)

いや、別に、深みにはまりたくないから、この方式で行こうということでありまして、 先ほどから言うてます3万5,000円以内に収まるということで、お互いウィンウィン にならなあかんという中で、民間事業者もその部分を解体するに当たって、公の施設を公 の人間がこれ見積りを出したら、僕は多分その2億という数字以上のもんが出てくると思 うんですよ。それも踏まえて、民間にしっかりと投げかけて公民連携をやってる限り、 我々は別にそういう心配は、私はしておりません。

というのも、後の追加工事とか機械の入替え等々、そんなこともありませんし、特にこの積替え施設に関しましては、箱物だけですんで、当然公が建物を建てるよりも民間が建てるほうが絶対に安いというのが出てきますので、後々のこの決算資料の出てきた場合に、その比較検討材料になるんかなというのは信じてますので、ひとつこの辺はご理解願いたいと、かように思います。

以上です。

委員長(前川和也議員)

一旦この町長の答弁をもって、解体費用の根拠に関する質疑はこれにて終わっていただ きたいなというふうに思います。

その他の観点で、こういうこれからのスケジュールでありますとか、解体撤去に関する 質疑というのはまだまだどんどんお受けしたいと思いますが、よろしくお願いいたしま す。

委員(是枝綾子議員)

いや、町長おっしゃったことにちょっと質問したいなと思ったんですけれども。

委員長(前川和也議員)

また同じような繰返しになると思うので。お願いできますか。

委員(是枝綾子議員)

していいのか。

委員長(前川和也議員)

なしで。

委員(是枝綾子議員)

なしで。なしなんですか。ではちょっと別のをお願いします。

委員長(前川和也議員)

いかがでしょうか。

委員 (河野隆子議員)

委員長。

委員長(前川和也議員)

副委員長。

委員 (河野隆子議員)

今日頂いた資料ではないですけど。

委員長(前川和也議員)

頂いた資料で。その枕言葉があったら性質が。

委員 (河野隆子議員)

枕言葉があったらいかん。すみません、今日は中継施設の質問でありますから、それに 関連してでありますが、責任のリスク分担の区分表というのはこれ、あります。これも中 継施設の実施協定の中ですから、これ、今日の委員会、関係あると思うんですよ。

で、社会環境の中で、住民対応リスクというところがあるんですけど、住民対応に関わるリスクというのがあります。これはどういったことを想定されているんでしょうか。これでしたら質問よろしいですね。

住民部 (新城正俊次長兼生活環境課長)

委員長。

委員長(前川和也議員)

次長。

住民部 (新城正俊次長兼生活環境課長)

こちらのほうの分で、今、中継施設で稼動しまして、住民に対するリスクというところに関してはあまりないものだろうというのを考えております。この中継施設を運用していく上で著しくごみが増えるとか、それとあと、今までのいわゆる粗大ごみを持っていったりする時間帯とか費用が高くなるとかということがございませんので、あるとしましたら向こうで、中継施設の間ですね、一旦仮置きして持っていく、いわゆるトラックが大型が

1台、2台、日によって1台、2台とかというふうになるんで、そういうふうな車の出入りするリスクという。で、先ほど松井委員からもありましたように第2グラウンドの、隣接してる、グラウンドと隣接してるところでの交通の整理とかというようなリスクはあろうかと思っておりますけども、そのほかの大きいリスク、環境問題とかいうことに関しましては、この中継施設の間というのは今、考えておりません。

以上でございます。

委員 (河野隆子議員)

委員長。

委員長(前川和也議員)

副委員長。

委員 (河野隆子議員)

もちろんここは置くだけですから、燃やさないので、煙とかそういうなんは出ないというふうには思います。で、今新城次長、おっしゃられたように大型トラックに積み替えるのでね。そこら辺の交通の行き帰りの、それでちょっと住民の方が、例えば大きなトラックが通るから危ないんじゃないかなという、そういうリスクはあるかもしれませんね。

で、横に少年野球やっておりますので、父兄からもどんな声が出るか分かりませんけれども、やはり想像していないような住民への対応というのはまた出てくるかもしれませんね。そのときにもちろん、この丸してある分担、本町と事業者になっていますので、上のほうは事業者が実施する業務に起因する住民対応に関わるリスクって書いて、これは本町も事業者もどっちも丸がついています。で、ここで事業者のほうは丸ついてますけど、どういった対応をしていただけるんですかね。どんなふうなリスクが出るか分かりませんけれど、出たとしたら。

委員長(前川和也議員)

部長。

住民部(谷野栄二部長)

すみません。このリスク分担ですけども、PFIですね。民間事業者と公共が一緒に事業を進めていくという契約には、大体このリスク分担表ってつけるんですね。これは公共がやる場合でしたら当然ながらみな公共になるんですけども、民間事業者が入るんで、詳細にわたる事象は今想定はしてないところではございますけども、一般的に用いられてるような項目につきまして、こうしたところで方向性だけ定めておけば、何かしら起こったときには双方、ちょっとこの資料をベースに対応を協議していこうという指針になるものでございますから、これは丸を書いてるから対応するとか、丸を書いてないから全部事業者だとか、そういうような思惑でつくったものではないですね。ですから個々、何かしら問題、事案が出てまいりましたら、その都度SPC側と協議をしながら対応していくということになると考えております。

以上です。

委員 (河野隆子議員)

委員長。

委員長(前川和也議員)

河野副委員長。

委員 (河野隆子議員)

出入り口なんかには人は配置しないっていうふうにさっきおっしゃってましたので、人はいてないと。もちろん粗大ごみとか持ってきたときはもちろん今までどおりに、向こうで働いていらっしゃる方が対応してくれるんだけれども、例えば大型トラックが出入りするところには置かないということでありましたけれども、大体10トン車として、10トン車、ばくっと計算したら1日2台かそこらになるのかなというふうに思うんですけど、やはり大きいですからね、トラックは。それで、あそこは本当、車がみんな違法駐車してますので、そこら辺はやっぱり要るのではないかなというふうに思うんで、そこら辺はちょっと検討はされるべきではないかなというふうに思うんですけど、いかがですか。

委員長(前川和也議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

今、ちょっと松井委員から言われてはっと思ったんですけども、人をつければそれだけ委託料に反映されてきますので、そこのところはできる安全対策というところもSPC側とちょっと協議をしてまいりたいと。対応としたらあると思うんですね。例えば路面表示を少しするとかですね。もちろんこの本町の施設を出入りする事業者の方、決まっておりますので、そこにはそういうグラウンドがあるということを認知いただくとか、そうしたようなソフト的な対応も可能かと思いますので、こちらについては事業者側とちょっと協議をしてまいりたいなというふうに思っております。

以上です。

委員 (河野隆子議員)

分かりました。

委員長(前川和也議員)

他に、ございませんでしょうか。

ちょっと待ってください。ないですか。いけますか。是枝委員、どうぞ。

委員(是枝綾子議員)

このごみ中継施設の整備運営事業は、先ほど部長ね、PFIっておっしゃいましたよね。一応PPP、PFI、公民連携の中のその部分であって、その手続というのをちょっと私、今これ見て、あっ、そうなんやというふうに思ったんですけれども、PFIでする際は何か手続とか、議会での何かというのは特にはないんでしょうか。気がつかなかった

んで、これね。

委員長(前川和也議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

今私、申し上げましたのはPFIで用いられる契約ですね。協定につけられてるような資料を参考に作ったということでございます。今回の我々の事業はPPPですね。公民連携事業になりまして、PFI法には基づいておりませんので、そこのところの法律はちょっと関わってこないのかなというふうに思っております。

以上です。

委員(是枝綾子議員)

はい。

委員長(前川和也議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

すみません。そしたらPFI法に基づいたものではないということなので、PFIという言葉は適切ではないと。に準じた手法という、そういうことなんですね。最初PFIというふうにおっしゃったんで。

委員長(前川和也議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

すみません、説明がまずくて申し訳ございませんでした。 PFIで用いられてる契約書にですね、こうしたリスクの分担というのはよく用いられてまして、そうした前項の事例を参考に今回のこの協定書を作らせていただいたというところでございまして、PFI法とは直接関係ございませんので、そういうご理解でお願いいたします。

委員(是枝綾子議員)

じゃあ、PFI法に基づくものではないということですね。

委員長(前川和也議員)

ほか、いかがでしょうか。

委員(三宅良矢議員)

1 個だけ。

委員長(前川和也議員)

三宅委員。

委員(三宅良矢議員)

すみません。先ほど事故、駐禁対策とかなんですけど、前からもちょっと別のときの一 般質問で、港湾にセンターライン引いてるんですけど、4メートル以上ない、多分駐禁取 れないじゃないですか。で、たしか三光さんのほうか、三進金属さんのあの横道路ぐらい、点線引いてると思うんですよ。それでも止めてますけどね。車。あれ引いたら多分駐禁取れると思うんですけど、あの前の道をそういった形にして、最低限ここは止めたら駄目よというのを、法的な、そういった形で持っていくことはできないですかね。

委員長(前川和也議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

一応公道でございますので駐車禁止という規制をかけることは可能だろうというふうには思います。ただ、これまでの埋立地の成り立ちであったりとか使用されてる状況を見ながら、果たしてここに駐車禁止の規制をかけてどうなのかというところの議論があると思うんですね。地元の方も含めて、地元の総意であるとかいうようなことであれば、一定止めて云々のこともあるかと思うんですけども、現状ではちょっと、他の事例を見てもちょっと難しいのではないかなというふうに思っております。

で、各企業さんが自衛のために少し前にコーンを置いたりとか、そうした対応をされてますけれども、自衛の意味ではそうしたところがまず現実的な対応なのかなというふうに思いますし、効果的な交通対策というのは今後も引き続き検討していかなければならないのかなというふうに思っております。

委員(三宅良矢議員)

委員長。

委員長(前川和也議員)

三宅委員。

委員(三宅良矢議員)

確認なんですけど、じゃあ引けないわけじゃないですね。で、取り締まれないわけじゃないですね。ただ、しないという、今の状況で言うとということなんですね。

委員長(前川和也議員)

部長。

住民部(谷野栄二部長)

新浜地区の中には町道もございますけども、今回の敷地の面しているところは大阪府港湾局が管理している道路になりますので、基本的にはそこが考える問題なのかなというふうには思っております。ただ、我々も港湾局に対しても、違法駐車の対策であったりとかそういうところは継続的にやってきておりますし、なかなかちょっと改善されてないというところもあるんですけども、そうしたところで道路の管理しているところは港湾局であると。で、規制をかけるのは港湾警察ということになります。

委員(三宅良矢議員)

はい。

委員長(前川和也議員)

三宅委員。

委員(三宅良矢議員)

だから、そこに言うていくことはするのかしないのか、そういう面でという。それを言うていくんは多分町やと思うんですよね。忠岡町内にあるんで。そこに責任丸投げみたいに聞こえてくるんで、じゃなくて、いや、忠岡町がそこに設置してほしいと思うのかどうかというのが多分原点としてあると思うんですけど、まず。

住民部 (新城正俊次長兼生活環境課長)

委員長。

委員長(前川和也議員)

新城次長。

住民部 (新城正俊次長兼生活環境課長)

三宅委員、ありがとうございます。そちらのほうは中継施設できるからではなくて、今 現状でも、皆さんご存じだと思いますけども、今、違法駐車とかがたくさんございますの で、継続して警察、港湾局、それと私、忠岡町でいろいろな形の要望はしております。 以上でございます。

委員(三宅良矢議員)

委員長。

委員長(前川和也議員)

三宅委員。

委員(三宅良矢議員)

だから先ほど僕が言うたような仕組みでの、要は点線引いて、要は駐禁切られるような 形にしていくということで、忠岡町は考えを大阪港湾局とかには訴えかけてはいくのかい かないのかという確認を、明確に欲しいんです。

住民部 (新城正俊次長兼生活環境課長)

委員長。

委員長(前川和也議員)

新城次長。

住民部 (新城正俊次長兼生活環境課長)

センターライン表示になると、今委員の。

委員(三宅良矢議員)

センターラインの間の点線ですね。

住民部 (新城正俊次長兼生活環境課長)

破線ね、そういうのを引いてるんですけど、そういう工事の施工をするのは港湾局がいたしますので、今のところそういうことはやっていただいていないんですけど、今ご存じ

のとおり赤のコールコーンを立てたりとか、そういうのは以前こちらのほうでご要望して、そういうような改善策というのは港湾局が一定していただいております。その辺のところで、どういう形で施しをすれば違法駐車がなくなるかというのは、今後引き続き検討してまいります。

以上でございます。

委員(三宅良矢議員)

はい。

委員長(前川和也議員)

三宅委員。

委員(三宅良矢議員)

じゃあ、すると違法駐車対策はどのような目標を持ってやっていくんですか。めどとして。要は、もうスタートしました。だからその要望してまいりますと、それは分かりますけど、明確な基準がどうやっていくかが分からないんですよ。

住民部 (新城正俊次長兼生活環境課長)

委員長。

委員長(前川和也議員)

新城次長。

住民部 (新城正俊次長兼生活環境課長)

結局は隣の施設、第2グラウンド、で、前にもヨットハーバーありますよね。うちところは今、管轄して所管持ってるのは中継施設。その中継施設、ごみ処理場と今、中継施設が今度建つんですけど、そこはやっぱり一般住民さんも出入りするところもあるので、うちところはその一般住民さんの出入りが支障を来さないようにとかというようなことを大前提にして交渉してまいります。

以上でございます。

委員(三宅良矢議員)

委員長。

委員長(前川和也議員)

三宅委員。

委員(三宅良矢議員)

すると、中継施設の前はどう考えてはるんですか。一般の方たちが使うエリアやから、 それを踏まえた形で検討していくということなんですか。

住民部 (新城正俊次長兼生活環境課長)

委員長。

委員長(前川和也議員)

新城次長。

住民部 (新城正俊次長兼生活環境課長)

今、委員おっしゃるとおりでございます。中継施設の前ですね。

委員(三宅良矢議員)

分かりました。

議長(北村 孝議員)

ごめん。

委員長(前川和也議員)

どうぞ。

議長(北村 孝議員)

今、三宅議員のほうからありましたけど、苦情があるからないからの問題じゃなしに、 現実に今までの時点で、その辺の周辺の車の事情というのは、かなり苦情は多いんです か。

住民部 (新城正俊次長兼生活環境課長)

委員長。

委員長(前川和也議員)

次長。

住民部 (新城正俊次長兼生活環境課長)

直接苦情のほうというのは、住民さんの方からの苦情というのはあまりございません。 実際、やはり収集業者さんとか、あそこを出入りしますんで、その辺のところで収集業者 さんがあそこの水門を越えて右に曲がったときに、グラウンドの前とか、こういうふうに ボトルネックみたいになってるような状態なんで、その辺のところで危ないよねというと ころで、改善してくれないかというようなご要望はございます。

以上でございます。

議長(北村 孝議員)

ありがとうございます。

委員 (河瀬成利議員)

委員長。

委員長(前川和也議員)

河瀬委員。

委員 (河瀬成利議員)

以前、あそこは大型トラック、ナンバープレートないやつとか、ずうっと置いてたでしょう。それで、ちょっと府会議員に言うて、それ、ちょっと撤去せえと言うて、撤去してもらったんですよ。それで、赤いポール置いてますわな。あれはあれでオーケーやと思うんですよ。ですから、そのボーイズやってる前の車なんか、あれボーイズの車なんですよね。あっこは駐禁でしょう。駐車禁止じゃないの。

住民部 (新城正俊次長兼生活環境課長)

委員長。

委員長(前川和也議員)

新城次長。

住民部 (新城正俊次長兼生活環境課長)

私どもはあそこの道路上の施設管理者でございませんので、駐禁か駐禁じゃなかろうか というところはないんですけど、町として、施設を利用する方があそこに車を止めっ放し で施設を利用するというのは、あまり好ましくないと思います。

以上でございます。

委員 (河瀬成利議員)

委員長。

委員長(前川和也議員)

河瀬委員。

委員 (河瀬成利議員)

一遍それ、俺も調べようかなと思ってたんやけど、あそこ駐禁になってたら、もう常時、こっちから電話して、止めてるでと。大阪府か大阪府警か分からんけど、そう言うて、みな、あそこ撤去してもろたらいいんじゃないですか。どないしてやるんやとか役場が言う立場じゃなく、もし誰か駐禁で車止めておったら、役場からでもその意見を言うて、「あれ、撤去せえ。レッカーで持っていけ」と、それで話、済むじゃないですか。そうでしょう。だから、何描こうが、線描こうが何しようが、止める者は止めるのやから。そうでしょう。と思いますけど、その辺よろしくお願いしたいんですが。

住民部(新城正俊次長兼生活環境課長)

委員長。

委員長(前川和也議員)

新城次長。

住民部 (新城正俊次長兼生活環境課長)

今の港湾のあの道なんですけど、現実には駐車禁止、停車禁止ということになっておりません。道路標識はついておりませんので、その辺のところでですね。ただし、うちところが、施設を利用する方が著しくやはり迷惑をかける場合があるということで、その辺のところは港湾局を通じて、こういうふうな改善をしていただきたいということは常々要望しております。

以上でございます。

委員長(前川和也議員)

他に、ございませんでしょうか。

委員(二家本英生議員)

一般的なことで。

委員長(前川和也議員)

二家本委員。

委員(二家本英生議員)

すみません。すごい一般的なこと、基本的なことなんですけど、この中継施設って、稼働する曜日とかって、もう決定したりはしてますか。

住民部 (新城正俊次長兼生活環境課長)

委員長。

委員長(前川和也議員)

次長。

住民部 (新城正俊次長兼生活環境課長)

令和6年4月1日を予定しております。

以上でございます。

委員(二家本英生議員)

曜日。

住民部 (新城正俊次長兼生活環境課長)

稼働は今と変わりません。ごみの収集とかも変わりません。

委員(二家本英生議員)

委員長。

委員長(前川和也議員)

二家本委員。

委員(二家本英生議員)

確認させてもらいますけど、一応平日、月曜から土曜日までということで、日曜日は全 く使わないという形でよろしいんですよね。

住民部 (新城正俊次長兼生活環境課長)

委員長。

委員長 (前川和也議員)

次長。

住民部 (新城正俊次長兼生活環境課長)

一般住民さんの持込みは、土曜日は午前中まで、それと日曜日、祝日はお休みでございます。ただ、収集業者さんにつきましては祝日も集配しておりますので、その辺のところは稼働しております。

以上でございます。

委員(二家本英生議員)

委員長。

委員長(前川和也議員)

二家本委員。

委員(二家本英生議員)

先ほども松井委員からもあったんですけど、やっぱりこの辺の周辺って、横にもグラウンドありますし、テニスコートもあります。奥にも新浜の公園があるので、そういったことがあるので、この辺の交通整理とか、先ほどいろいろ話出てると思うんですけども、そういったところには安全対策、きちんとしていただかないと、やっぱり周りの公園を使う住民の方もいっぱいいらっしゃいますので、その辺は今後きちんと協議していっていただきたいと思いますので、お願いします。

委員長(前川和也議員)

勝元委員、どうぞ。

委員 (勝元由佳子議員)

すみません。今の流れで、ちょっと逆に素朴な質問で聞きたいんですけど、今新城次長がね、あそこの道路は駐停車禁止になってないっておっしゃってたじゃないですか。じゃあ、今まではそんなに危険でもなかったし、必要性がないから駐停車禁止扱いやったと思うんですけど、じゃあ、ある意味こういう施設ができます、で、道路環境変わる、で、危険度が変わってくる、危なくなるとなったら、私、そこがどこと交渉するんか分からないですけど、「今までと道路環境変わるから、ここはもう駐停車禁止に変えてください」と、改正というんですね。変えてもらうことを町から、行政から言うていくというのはできひんのですか。

住民部(谷野栄二部長)

はい。

委員長(前川和也議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

危険な状況というのはやっぱしよくないということですから、対応しなければいけないんですけども、駐停車禁止等の道交法上の規制をかけるのには、やはり地元の総意というやつが要るんですね。だから地元、あそこは住宅ございませんので、地元企業の総意。それに加えて自治体の考え方、そうしたものが相まって警察に要望していく。その上で、港湾委員会も安全性を確認に来ますので、そうしたところでチェックを重ねて規制がかけられていくことになりますので、単にこちらの要望や、それだけで規制がかけられるということはないんですね。

そうしたことなんですけれども、次長が言いましたとおり、現実的に対応できる交通安全対策というのはやっていく必要があるだろうなというふうには思っております。

委員 (勝元由佳子議員)

なるほどね。分かりました。ありがとうございます。

委員長(前川和也議員)

三宅委員。

委員(三宅良矢議員)

構造上の問題、構造上のことでちょっと1点聞きたいんですけど、簡単なことで。ルーフファンで1時間6回の換気能力って書いてるんですが、これ、1基があることによって時間当たり6回なのか、5個あることで6回なのか、どちらなんですか。

委員長(前川和也議員)

部長。

住民部(谷野栄二部長)

ちょっと確認してない。多分、ファンの能力ですから換気扇の能力だと思うんですね。 ただ、それが5つで来ているのかというのは確認しておりませんので、また聞いて報告させていただきます。

委員(三宅良矢議員)

すみません。

委員長(前川和也議員)

三宅委員。

委員(三宅良矢議員)

それで、中の臭気とかその辺に関しては、これの何か脱臭炭とか、そういうのを通じて 出ていくのか、建物内の中、そういうものを通じて、そこで臭いとかその辺、ほこり、ち りですね、は対応するのか、どちらなんですか。

委員長(前川和也議員)

部長。

住民部(谷野栄二部長)

この活性炭脱臭装置は、直接臭いが出るところに設置をするものでありまして、基本的には生ごみを落として、すくい上げるところがこの建屋の一部にあるんですけども、そこの直上ですね。形はちょっとまだ機械が決まってないので見てないんですけども、恐らく天井からぶら下がって、少し照明の傘みたいなやつがついてて、吸い上げる。その臭気を吸い上げるような設備がつくんだろうと思います。

今言ってるルーフファンは、そうした臭気のない時間帯であったりとか、天井部分というのは非常に高熱になりますので、そこの熱を下げるために一般的に用いられるものでありまして、これをどのように運用していくかというところにつきましては、またSPC側と今後協議があるのかなというふうには思っております。

委員長(前川和也議員)

三宅委員。

委員(三宅良矢議員)

あと、側面の窓なんですけど、基本的に開けないんですよね。日中稼働しているとき。 それだけ確認です。

住民部 (新城正俊次長兼生活環境課長)

はい、開けません。ここの窓は基本的に光を入れる窓で認識していただくとありがたいです。

委員(三宅良矢議員)

分かりました。ありがとうございます。

委員長(前川和也議員)

他に、いかがですか。

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

2点あるんですけれども、1つは先ほど町長にお聞きしたものと合わせて、さきにちょっと上限額ですね。この事業のね。安いですよと言うけど、上限額というのがあるのかとお聞きした分は、お答えいただいてなかったので、この事業の総事業費の上限というんですか、額が明確になっているのかということですね。協定を結んだ時点でのということで、それが協定書にはなかったので、それが1点と。

もう一つ、3月31日まで、今年度中にですね、4月1日稼動ということで、それまでに議会での議決の必要な手続というものはどういったものがあるのか。債務負担行為の補正であったりとか委託契約書の議決とか、そんなんがあるのかとか、そういったことをちょっとお教えいただきたいですけれども。

住民部 (新城正俊次長兼生活環境課長)

委員長。

委員長(前川和也議員)

次長。

住民部 (新城正俊次長兼生活環境課長)

こちらのほうの中継施設の実施協定にうたわれてます表に書いてますよね。こちらの27条に書かれてるものが上限の金額と考えていただければありがたいです。一般家庭ごみに関しましては運賃が6,000円、それと第2表に掲げる費用が3万5,000円と書かれてる分が上限と考えていただいて結構です。

委員(是枝綾子議員)

委員長。

委員長(前川和也議員)

はい。

委員(是枝綾子議員)

27条のとか28条関係のところは書いてありますけれども、それ以外に運営していく上でのそういったものとかがどうなのかというのはちょっと書いてないんですけど。

住民部 (新城正俊次長兼生活環境課長)

委員長。

委員長(前川和也議員)

はい。

住民部 (新城正俊次長兼生活環境課長)

そちらのほうは今、SPC側と交渉を進めている、協議を進めている最中でございます。中の運用費用とかいうのが、人が張りついて仕事をやっていただくことになりますので、それは今協議中でございます。以上でございます。

それと、先ほど委員からお示しありました債務負担行為を組むのか、それとこういう場はいつ発生するのかとかということがありますけども、例えば債務負担行為を組む場合でしたら、議会を通じて本会議を通さなければいけないし、それと次年度予算に反映されるんでしたら次年度の予算要望、予算委員会での答弁の場になると思います。

以上でございます。

委員(是枝綾子議員)

はい。

委員長(前川和也議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

1つ目の上限の分に、中継施設に関しては上限というのが、ここに書いてあることと、あともう一つは今協議中であると、運営費についてはということですね。で、私がお聞きしたのは全体の上限というんですか、安い安いというふうに言ってはるから、一体幾らでここで契約しはったのという、協定を結んだのという金額を知りたいということだったんですけども、そういう金額ははっきりしてますかという、そういうちょっとお聞きしたんですけど。

委員長(前川和也議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

これはごみの量に応じて発生する金額になっておりましたので、これは今からの想定ごみ量というやつを出しておりまして、それによって調べる予定でございますね。ですから、上限額を設定するというような一般的な契約とは少しやり方が違うということはご確認いただきたいと思います。

それと、今いろんな事業を進めてきてまいりますけれども、それはこれまで事業比較を してまいりました。基本的にはその比較した内容の金額の範囲の中で今も推移しておりま すので、それが著しく高くなるということは今のところないというふうに思っております。

以上です。

委員(是枝綾子議員)

はい。

委員長(前川和也議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

そしたら、あと12月議会や3月議会に、議会に上程される予定というものがまだ明ら かではないということですね。

住民部 (新城正俊次長兼生活環境課長)

委員長。

委員長(前川和也議員)

次長。

住民部 (新城正俊次長兼生活環境課長)

先ほどから一緒の答弁になるんですけど、向こうでの運営していく費用とかについては 今決まってませんので、その辺の決まりましたら、また次年度予算に反映する場合は次年 度予算に反映されますし、次年度から繰り上がって債務負担を起こしてしなければいけな い事案が発生してきましたら、その辺のところはまた12月で議会を通す必要があります けども、今のところは次年度予算、予算審査特別委員会ですか、そちらのほうでの議論に なると思います。

以上でございます。

委員(是枝綾子議員)

はい。

委員長(前川和也議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

9年間ということですので、毎年毎年、その当初予算で予算書で出していくという形というふうな感じでというふうにお聞きしたので、それでよろしいですかというのと、もう1点は。

住民部 (新城正俊次長兼生活環境課長)

委員長。はい、委員お示しのとおりでございます。毎年毎年変わるものについては予算 計上してやっていきたいと思っています。

以上でございます。

委員(是枝綾子議員)

委員長。

委員長(前川和也議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

あと、そしたら委託契約書関係は金額が大きくなるのではないかと。億という単位になるかと思うので、これについては議決とかそういうものは必要ないですかというところで、それをちょっと、そういうのが議会に事前にね、4月1日からですので3月中までに何かあるのでしょうかというところで。

住民部 (新城正俊次長兼生活環境課長)

委員長。

委員長(前川和也議員)

新城次長。

住民部 (新城正俊次長兼生活環境課長)

議会に諮るような高額な委託料にはならないと考えております。もしかかるような案件になりましたら、それはまた議会に諮っていきたいと思ってでございます。

以上でございます。

委員(是枝綾子議員)

億を超える。管理運営委託で。

住民部 (新城正俊次長兼生活環境課長)

今、委員おっしゃってるのは維持にかかる、維持管理経費の分ですね。向こうのいわゆる役務とか人がついた分ですよね。はい。積み替えしていただく業務、この積替えのチッピング費の償却料と違ってですよね。そういう分についてはそこまでの金額にならないと考えております。

以上でございます。

委員長(前川和也議員)

勝元委員。

委員 (勝元由佳子議員)

すみません、私が聞き間違えた。委託の内容が何か議会に上がってくるとかって言うてますね。じゃないですよね。違いますよね。びっくりした。すみません、私の聞き間違いです。

委員長(前川和也議員)

他に、ありませんか。

(な し)

委員長(前川和也議員)

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

委員長(前川和也議員)

それでは閉会で、町長、一言ご挨拶、よろしくお願いいたします。

委員長(前川和也議員)

町長。

町長(杉原健士町長)

慎重にご審議していただきましてありがとうございます。ご心配、初めてのことですので、いろいろ皆様方にはご心配な点が多いかなと思います。

交通事情ももともと、今既に稼働していますんで、今から初めて通るようなところをパッカーがうろうろするわけでもございませんので、今、もともと地元の企業さんですし、パッカーさんもそのときはそのときなりに、うまいこと運転しながら安全を期してるということでございます。また今度、また大きな企業さんも入ってきますので、その辺はコンプライアンスも考えながら、その辺はしっかりとやってくれるのではないかと思っております。

それからまた、我々、この事業を進めるに当たりまして、今、近隣市町の首長さんからも言われてますのは、「忠岡町さんはいい施設ができて、いい見本になるように頑張ってくださいよ」という励ましの言葉を頂いております。皆、不安要素が大きくて、近隣の広域の組合等々の、これからの10年先は真っ暗だというような情報もどんどん入ってきております。

それに加え、うちはランニングコストも減らしながら、しっかりと毎年のように一定の額で安価な運営体制でですね、住民の安心・安全、また住民サービスに、しっかりと前を向きながら頑張ってまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく皆様方、ご協力をお願いいたしまして閉会のご挨拶とさせていただきます。

本日は誠にご苦労さんでございます。

委員長(前川和也議員)

以上で第6回特別委員会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

(「午後2時31分」閉会)

以上、会議の顚末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。 令和5年9月26日

ごみ処理施設調査特別委員会委員長 前 川 和 也

ごみ処理施設調査特別委員会委員 松 井 匡 仁